

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第11号

令和7年新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会において議決された令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年8月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達 伸



記

令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第 14 号

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,964,928 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 310,966,380 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1市 町 村 支 出 金		56,618,019	103,158	56,721,177
	1市 町 村 負 担 金	56,618,019	103,158	56,721,177
2国 庫 支 出 金		103,186,017	52,824	103,238,841
	1国 庫 負 担 金	73,915,394	52,824	73,968,218
3県 支 出 金		25,638,855	52,824	25,691,679
	1県 負 担 金	25,638,855	52,824	25,691,679
8繰 越 金		1	4,756,122	4,756,123
	1繰 越 金	1	4,756,122	4,756,123
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 額		120,558,560		120,558,560
歳 入 合 計		306,001,452	4,964,928	310,966,380

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		1,790,650	850,731	2,641,381
	1総務管理費	1,790,650	850,731	2,641,381
6諸支出金		35,302	4,114,197	4,149,499
	1償還金及び還付加算金	35,301	4,114,197	4,149,498
補正されなかった款項にかかる額		304,175,500		304,175,500
歳出合計		306,001,452	4,964,928	310,966,380